

○ふじみ衛生組合一般職の職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程

(昭和50年12月27日)
訓令甲第1号)

改正 平成4年9月16日 訓令第1号
平成26年3月19日 訓令第1号

(通則)

第1条 ふじみ衛生組合一般職の職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(認定及び支給事務)

第2条 事務局長は、児童手当の認定及び支給額の決定に関する事務を処理する。

(児童手当支給状況報告書の提出)

第3条 総務課長は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日までに、前支払期月の翌月からその支払期月までの間における児童手当の支給の状況についての報告書を管理者に提出しなければならない。

(支払日)

第4条 法第8条第4項に規定する児童手当の支払日は、支払期月の10日（その日が勤務を要しない日又は休日に当たるときは、これらの日の前日）とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和51年1月1日から適用する。

附 則（平成4年9月16日訓令第1号）

この訓令は、平成4年9月1日から適用する。

附 則（平成26年3月19日訓令第1号）

この訓令は、平成26年3月19日から施行し、平成25年7月1日から適用する。